

1. はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

平成 28 年 3 月に現行の地域公共交通網形成計画策定後も、利用促進策の展開や運行の改善を継続的に繰り返すことにより利用者が増加するなど一定の成果を上げているものと考えられます。しかし、運行の満足度や一部路線での利用者数の伸び悩みが見受けられるなど、課題も出てきています。

そこで、今後も持続可能で利便性の高い地域公共交通網を展開するために、現行の弥富市地域公共交通網形成計画を改訂した「弥富市地域公共交通計画」（以下「本計画」とします。）を策定し、まちづくりと連携した地域公共交通の確保・維持・改善に向けた事業を推進します。

1-2 計画の内容

本計画は、本市における望ましい公共交通体系の構築を目指し、令和 2 年 11 月に改正が施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて策定します。計画では、「弥富市地域公共交通活性化協議会」での議論を通し、以下の内容を定めます。

- ①地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②計画の区域
- ③計画の目標
- ④③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1-3 計画策定の進め方

計画策定にあたっては、市民の代表や交通事業者、行政（国・県・市）等により構成される「弥富市地域公共交通活性化協議会」での協議を踏まえ、地域公共交通に関する基本理念、基本方針、目標を定め、目標を達成するための事業等について検討します。

また、同時期（令和 2 年度）に策定に向けた検討が進められている「弥富市総合交通戦略」においても、「弥富市総合交通戦略推進協議会」が設置されていることから、相互に情報を共有し、連携した検討を推進します。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に基づき、まちづくりの方針である第2次弥富市総合計画、弥富市都市計画マスタープラン、弥富市立地適正化計画などの上位関連計画を踏まえたものとしします。

なお、策定に向けた検討が進められている「弥富市総合交通戦略」は、徒歩、自転車、公共交通、自動車の総合的な都市交通の将来像と、それを実現するための総合的かつ戦略的な交通施策を一体的に定めた計画となります。一方で、「弥富市地域公共交通計画」は、きんちゃんバスをはじめとした地域公共交通分野における、より具体的な取組み内容などを定めた計画となります。

